

# 令和7年度入学者向け

しゅうがくえんじょ

## 就学援助（新入学学用品費）のお知らせ

稲城市では、経済的に困りの保護者の方に、お子さまの小学校入学にかかる学用品等の費用を援助します。

### 1 援助の内容

**54,060円**を令和7年3月3日に支給します(金額は変更になる場合があります)。

※ 新入学学用品費の支給を受けたのち、令和7年3月末日までに市外へ転出したとき、または私立学校への進学等により支給の対象でなくなったときは、指定の期限までに、納付書でのお支払い等により返還いただきます。

### 2 対象となる方

稲城市に居住する保護者の方で、令和7年4月に国公立の小学校に入学する予定のお子さまがいて、かつ3の要件に当てはまる方。

※ 生活保護受給中の方、お子さまが特別支援学校へ入学予定の方は別の援助制度がありますので、この制度の対象外です。

### 3 就学援助の対象になる方と、申請書に添付する書類

#### 【申請理由がAのいずれか】

#### 添付する書類

A 令和5年4月1日以降、下記のいずれかに該当した。

①	生活保護の停止、または廃止を受けた世帯である。	不要
②	保護者のいずれかが、児童扶養手当(※)の支給を受けた。 ※ ひとり親家庭向けの手当てです。児童手当とは異なりますので、ご留意ください。	不要
③	保護者のいずれかが、社会福祉協議会から生活福祉資金による貸付を受けた。	生活福祉資金貸付決定通知書の写し ※ 決定通知書が無い場合は、貸付資金が振り込まれたことがわかるもの(通帳の表面と振込みがあった行のページの写し)。
④	保護者全員が、「障害者・未成年者・寡婦・寡夫」のいずれかに該当して市町村民税非課税である。	不要 ※ ただし、令和6年1月2日以降に転入した保護者がいる場合は、その保護者の分の非課税証明書(コピー可)が必要です。
⑤	保護者のいずれかが、国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けた。	国民健康保険税減免(猶予)承認決定通知書のコピー
⑥	保護者全員が、国民年金保険料の全額減免を受けた。	国民年金保険料免除承認通知書と宛名の部分のコピー
⑦	保護者のいずれかが、市町村民税の減免、個人事業税の減免、災害による固定資産税の減免を受けている。	減免決定通知書のコピー

B 令和5年1月から12月までの世帯の総収入が、次の【世帯の総収入の基準額の目安】に満たない金額である。

#### 【世帯の総収入の基準額の目安】

※ 家賃69,800円の場合

世帯人数	世帯構成の例	持ち家	賃貸住宅
2人	父または母40歳 子6歳	260万円前後	340万円前後
3人	父母40歳 子6歳	330万円前後	410万円前後
4人	父母40歳 子9歳 子3歳	370万円前後	450万円前後
4人	父母40歳 子9歳 子6歳	400万円前後	480万円前後
5人	父母40歳 子12歳 子9歳 祖母65歳	470万円前後	560万円前後
5人	父母40歳 子12歳 子9歳 子6歳	490万円前後	570万円前後

世帯の総収入の基準額の目安に満たない場合は、就学援助を受けられる目安になります。ただし、年齢構成や家賃などによって基準額は変わりますので、あくまで目安としてください。基準に該当するか迷う場合は、申請しておくことをおすすめします。

世帯の総収入額には、パート・アルバイト・年金なども含まれます。給与所得者は、源泉徴収票の「支払金額」から社会保険料と源泉徴収税額を引いた金額を指します。給与所得者以外は確定申告の「所得金額の合計」です。

【申請理由がB】	添付する書類の有無
<p>令和5年中の世帯全員の収入を合計した金額が、基準額に満たない額である。 ※世帯全員の課税情報の申告をしていることが前提です。</p>	<p>令和6年1月1日以前から稲城市に住んでいる保護者</p> <p>持ち家の方 ⇒ 添付書類は特にありません。 借家・賃貸住宅の方 ⇒ 最新の賃貸契約書のコピー 都営住宅の方 ⇒ 最新の使用料がわかる書類のコピー</p> <p>※ 更新のお知らせや家賃の領収書は、原則として家賃の証明書として認められません。</p> <p>コピーを作成される際、下記の箇所が含まれるようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共益費や駐車場代を除いた月額の家賃</li> <li>・ 契約者が保護者であること</li> <li>・ 契約期間</li> <li>・ 物件の所在地</li> </ul>
	<p>令和6年1月2日以降に稲城市へ転入した保護者 ⇒ 次のいずれかによる収入の証明(コピー可)が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与収入のある方全員分の令和5年分給与所得の源泉徴収票</li> <li>・ 令和5年分の所得税の確定申告書(第一表・第二表)控え</li> <li>・ 令和6年度市町村民税課税証明書(または非課税証明書)</li> </ul> <p>※ 所得がない成人以上の方が世帯にいる場合は非課税証明書の提出をお願いします。</p> <p>※ 課税証明書は、令和6年1月1日にお住まいだった区市町村にて、購入可能です。</p>

※家庭事情が急変(倒産、病気、事故、災害等)した方に関しましては学務課にご相談ください。

#### 4 申請の方法等

別紙の受給申請書を**令和7年1月22日(水)までに**、市役所学務課(6階)へ一つのご家庭につき1枚を提出してください。

平尾出張所、若葉台出張所でも提出できますが、記載内容等の確認は市役所学務課に回送されてから行います。その際、記載内容等に不備があるなどの理由により連絡をする場合があります。

#### 5 よくあるお問い合わせ

Q、 賃貸住宅に住んでいますが、最新の賃貸契約書が見当たりません。

A、 家賃に関する書類を添付しなくても申請できますが、添付がない場合、家賃0円とみなして持ち家の方と同じ条件で世帯の総収入額から判定をします。なお、添付した場合、世帯の総収入月額から家賃分(ただし、2人世帯は64,000円、3~5人世帯は69,800円、6人世帯は75,000円、7人以上の世帯は83,800円が上限です)を引いて判定します。

#### 6 郵送・お問い合わせ先

稲城市教育委員会 学務課

〒206-8601 稲城市東長沼2111番地

電話 042-378-2111 (内線653) FAX 042-379-3600

メール [gakumu@city.inagi.lg.jp](mailto:gakumu@city.inagi.lg.jp)

開庁時間 平日 8:30~17:00

